

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）</u>	<u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者等）</u>
X－１ （略）	X－１ （略）
X－２ （略）	X－２ （略）
X－３ 諸手続	X－３ 諸手続
X－３－１ 諸手続（取引所取引許可業者） 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。	X－３－１ 諸手続（取引所取引許可業者） 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。
（１） （略）	（１） （略）
（２） 審査事項	（２） 審査事項
①・② （略）	①・② （略）
③ その他 イ. <u>金商業等府令第221条第9号</u> に定める「不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。	③ その他 イ. <u>金商業等府令第221条第10号</u> に定める「不公正な取引の防止を図るために講じている措置を記載した書面」により、インサイダー取引を防止するための措置、発注制限措置、及び委託取引を行う場合には、不公正取引を未然に防止するための注文管理・売買管理体制が整備されていることを確認するものとする。
ロ. ～二. （略）	ロ. ～二. （略）
（以下略）	（以下略）